

# やさしい住宅改修工事

誰もが安全で安心して暮らすことができるように、住宅の性能の改善を行う次の工事が補助の対象です。

工事の種類		工事の具体的内容	介護保険法	障害者総合支援法
移動の安全	必要な場所への手すりの設置	・アプローチ、玄関、廊下等の日常動線の手すり取付工事	●	●
		・便所、浴室等の動作補助の手すり取付工事	●	●
	床等の段差解消	・段差解消のためのスロープ設置工事	●	●
		・建具の敷居改修工事	●	●
		・床のかさ上げ又はかさ下げ工事	●	●
		・玄関腰掛イス（固定式）を設置する工事		
	滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更	・畳をフロー、ビニール床材、カーペット等に変更する工事	●	●
		・階段にノンスリップを設置する工事	●	●
	扉の取替え工事	・ドアを引戸に変更する工事	●	●
		・動線短縮のために新たな出入口を設置する工事	●	●
・ドアノブをレバーハンドルに取替える工事		●		
移動補助器具の設置	・ホームエレベータ、階段昇降機等を設置する工事			
介助の容易化	・出入口の幅を拡張する工事		●	
	・通路の幅を拡張する工事		●	
	・トイレの床面積を増加する工事		●	
	・浴室の床面積を増加する工事			
対象者に配慮した衛生設備	・和式便器を洋式便器に取替える工事	●	●	
	・車椅子対応の調理台、洗面台等に取替える工事		●	
	・オストメイト対応のためのトイレの改造工事			
対象者に配慮した照明設備	・階段、廊下等に足元灯を設置する工事			
	・大型ボタンスイッチに取替える工事			
関連工事	・上記の工事に伴って必要となる工事			

●は、介護保険法、障害者総合支援法※1による住宅改修費支給の対象工事です。入居者にこれら他の法令による補助を受けることができる方がいる場合は、これらの工事はこの事業の対象とはなりません。それぞれ他の法令等による申請をしてください。

※1 障害者総合支援法：正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

次の工事は、やさしい住宅改修工事と同時に行う場合であっても補助の対象とはなりません。

- (1) 新築、建替え又は増築に係る工事
- (2) 屋根の葺替え又は塗装工事
- (3) 外壁の塗替え、張替え工事
- (4) 内装の改修工事又は塗装工事
- (5) 断熱改修工事
- (6) 断熱サッシに改修する工事
- (7) 給排水衛生設備の更新工事
- (8) 照明器具、電気設備の更新工事
- (9) 暖房器具又は給湯機の更新工事
- (10) 住宅に固定されないもの（ポータブルトイレ、入浴用イス、移動式スロープなど）
- (11) その他修繕工事